

生活保護減国に賠償命令

名古屋高裁 厚労相に「重大な過失」

国が生活保護基準額を2013年〜15年に引き下げた改定を巡る訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は30日、愛知県内の受給者13人の生活保護費を減額した決定の取り消しと国家賠償を命じた。長谷川恭弘裁判長は改定について「統計等の数値と合理的関連性を欠く」として生活保護法に反すると指摘。厚生労働相には「重大な過失がある」との判断も示した。▼社

会面〓他制度にも影響
改定を適法とした20年の一審判決を取り消した。同種訴訟は全国で30件。控訴審判決は2件目で改定の違法性が示されたのは初めて。国賠を認めたのは一連の訴訟で初。

国は13年から生活保護費のうち、食費など日常生活に必要な「生活扶助」の基準額を最大10%引き下げ、計約670億円を削減する改定をし

た。訴訟では、国が改定で用いた二つの「調整」の是非が争点となった。

判決は、基準額の検証などを行う専門家部会が示した数値を基準額に反映する際、国が増減額の幅を二分の一にした「ゆがみ調整」について、国民や専門家に非公表のまま根拠なく行われたと認定。08〜11年の物価下落を踏まえて算定した「デフレ調整」については、厚労相が独自の数字を使

って受給者の消費実態とかけ離れた下落率を導き出したとし、「専門的知見との整合性に欠ける」と指摘。いずれの調整も違法だと判断した。

その上で、これらの調整を一体的に行ったことは「著しく合理性を欠く」と非難。厚労相の裁量権の範囲を超えた違法な改定だったとし、国家賠償法上の違法性もあると結論づけた。判決は受給者らが改定で被った損害の大きさについても言及。「9年以上、更に余裕のない生活を強いられた。（減額決定を）取り消しても、その全てが慰謝されるものではない」と述べた。（高橋俊成）